

袖ヶ浦市 高齢者タクシー料金助成事業

市では、移動手段を持っていない高齢者に対し、
タクシーを利用した際の利用料金の一部を助成
します



1. 対象者は？

- 袖ヶ浦市に住民登録をされている世帯で、次の**すべての要件に該当する世帯に属する方が対象**です。
 - 居家で生活する上で移動手段の確保が困難である世帯に属する方
(例：自動車運転免許証を持っていない世帯、車がなく駅やバス停までの移動が困難な世帯等)
 - 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する方
 - 申請した月の属する年度の市民税が非課税である世帯に属する方
- ※ただし、当該年度の福祉タクシー利用券（障がい者支援課）を受けている方、介護サービス施設等へ入所している方は、対象となりません。

2. 助成内容は？

- 助成額：500円／枚
- 利用券交付枚数：1人あたり年間最大36枚
(1月あたり3枚の交付となるため、4月申請は36枚、5月申請は33枚・・・と申請月により交付枚数は変動します)

3. 申請方法は？

◆申請窓口

袖ヶ浦市坂戸市場1-1
袖ヶ浦市役所 高齢者支援課（1階／11番窓口）



◆申請にあたり必要なもの

- 本人確認できるもの（健康保険証、マイナンバーカードなど）
- 印鑑
- 申請する年の1月2日以降に転入してきた方は、申請する年の1月1日（1月から6月申請の場合は前年の1月1日）時点で住民登録していた市町村が発行する非課税証明書の提出が必要です。

※代理人（世帯主以外）による申請の場合は、上記のものに加え、次のものがが必要です。

- 代理申請欄に世帯主の署名・捺印の記載された申請書（申請書は、高齢者支援課窓口での配布に加え、市のホームページからもダウンロードできます。）
- 代理人の本人確認できるもの（健康保険証、マイナンバーカードなど）

裏面へ

4. 注意事項

- 1世帯が申請できる回数は、1年度につき1回です。（利用券を使い切ってしまった場合でも、年度内に追加交付することはできません。）
- 利用券を他人に譲渡することはできません。
- 利用券を紛失してしまった場合でも、再交付は行いません。
- 不正な行為により利用券の交付を受け、又は利用したときは、利用券の返還及び既に利用した利用券がある場合には、その助成額について返還していただきます。

5. Q&A

Q1 妻が袖ヶ浦市障害者福祉タクシー利用券を利用しています。夫である私の分は申請できますか？

⇒福祉タクシー利用券を受けている方の分は交付対象外となりますが、同一世帯にその他の家族がいる場合には申請可能です。（75歳以上の者のみで構成される非課税世帯であることが条件です。）

Q2 今年度分の利用券を使い切ってしまいました。追加で申請できますか？

⇒1年度につき1回の交付になりますので、追加交付はできません。次年度分は、次の4月から申請ができます。

Q3 申請してからどのくらいで交付になりますか？

⇒申請内容に問題がなければ、原則は即日交付となります。

Q4 ながうらサブセンターやひらかわサブセンターでも申請できますか？

⇒サブセンターでは受付を行っていません。受付は本庁のみとなります。

Q5 利用券は、1回の乗車につき何枚まで利用できますか？

⇒1回の乗車あたりの利用限度枚数は設けておりません。何枚でも利用可能です。

Q6 夫婦2人暮らしです。世帯主である夫が施設へ入所しています。妻である私は申請できますか？

⇒申請可能です。（ただし、夫婦ともに施設等に入所している場合には申請できません。）世帯主以外の方が申請する場合には、代理申請扱いとなりますので、申請書内にある委任状欄へ世帯主の署名・捺印が必要となります。

Q7 申請窓口へ行くことが困難です。郵送でも申請できますか？

⇒郵送でも受け付けています。ご希望の方は、市役所高齢者支援課（☎62-3219）までお問い合わせください。

【郵送先】〒299-0292

袖ヶ浦市坂戸市場1-1 袖ヶ浦市役所 高齢者支援課 高齢者福祉班宛

Q8 最近袖ヶ浦市へ転入してきました。申請にあたり、特別に必要な書類はありますか？

⇒申請する年の1月2日以降に転入してきた方は、申請する年の1月1日（1月から6月申請の場合は前年の1月1日）時点で住民登録していた市町村が発行する**非課税証明書**の提出が必要です。

Q9 世帯主が入院中です。他の者で代理申請はできますか？

⇒代理申請可能です。ただし、その場合には、申請書内にある委任状欄へ世帯主の署名・捺印が必要となります。

《お問合せ先》

袖ヶ浦市役所 福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉班

電話 0438-62-3219

受付時間 平日8:30~17:15

